

本日はお忙しいところ、私どもの準備した模擬裁判のためにお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

これから、裁判員制度とそれに基づいて行われる模擬裁判について必要最小限の説明をさせていただきますと思います。

ご承知いただいておりますように、現在司法制度改革において検討されている裁判員制度は、国民の中から無作為に選ばれた裁判員が刑事裁判において、裁判官と同等の権限を持ち、公判に参加し、有罪無罪の判断と量刑の決定を行う、というものです。

この制度の導入は、司法制度改革審議会の意見書によれば「一般の国民が裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識が反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」(司法制度改革審議会意見書 102頁)ことを最大の目的にしているといわれております。

この審議会の意見書を受け、現在、司法制度改革推進本部に設置された裁判員制度・刑事検討会で具体的な制度設計についての議論が行われています。

そこで私たち九州大学刑事訴訟法ゼミナールは、実際の制度の設置・運用に先立ち、裁判員制度に基づく模擬裁判を行うことによって、制度のあり方等についての研究をより深めたいと思い、本日まで準備を進めて参りました。なにぶんにも学生が中心になって準備してきた模擬裁判ですので、不行き届きの点が多々あるかと存じますが、何卒意のあるところをお酌み取りいただきご海容いただければ幸いです。

次に、本日の模擬裁判のやり方についてご説明させていただきます。今回は、まだそれぞれの裁判体を何名で構成するかということが決まっておきませんので、実験的に二つの裁判体を設置することにしました。一つは、裁判官3人と裁判員3人。もう一つは、裁判官3人と裁判員9人です。

このほかにも、裁判官の人数については、一人あるいは二人。裁判員については、2名から11名ないし12名まで様々な意見が主張されております。そのなかで、今回の人数が何か特別の意味を持つということで設定したわけではありません。もちろん、それぞれの人数の幅の中で、一応実験的意味がある人数ということは考えましたが、今回の最大の特色は、無作為抽出して模擬裁判員をお願いした市民の方々にご協力いただいているということであり、裁判員の人数は、多分にご協力いただけた市民の方々的人数によって決定した面がございます。

本日はこの二つの裁判体に分かれて裁判をしていただきます。各裁判体の構成メンバーは、裁判長とともにくじ引きで決めさせていただきますのでご了承下さい。

模擬裁判の裁判官役は、A裁判体の裁判長と右陪席、B裁判体の左陪席をお願いします。

各裁判体の裁判員の方々とその他の裁判官のお席は、傍聴席側に用意させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

裁判にあたって、本来の裁判員制度においては、裁判員が裁判官と同等の権限として質問権を持ちますが、模擬裁判の性質上、お答えすることができる範囲が限られてくるため、今回は、公判中の質問をご遠慮していただきます。また、実際の裁判員制度で、刑事裁判の原則等について裁判官が裁判員に説明を行うかどうかは決まっていますが、裁判員の皆さんにより理解を深めていただくため、この模擬裁判では冒頭手続の前と評議に入る前に説明をさせていただきます。

評議の司会者の決定、評議の進行方法については、各裁判体にお任せしますが、できれば以下の4点にご留意いただきたいと思いますと考えております。

- ・ 評議開始直後に、議論を全く行うことなく、まず第一印象によって決をとるという方法はとらないでいただきたいと思いますと考えています。
- ・ 裁判官の発言は、裁判員の発言がひとわり終わった後に行っていただきたいと思いますと考えております。
- ・ 裁判員の方々が全員意見を述べられるようご配慮いただきたいと思います。
- ・ 意見を述べる順序は、なるべく若い方から順番にお願いしたいと思います。

評決の方法としては、口頭、挙手、無記名投票といった方法が考えられますが、今回は、裁判官、裁判員、それぞれの中での票数が分かるようにした無記名投票で決めていただくことにしたいと考えています。評決にあたって他のメンバーからの影響が一番少ないと思われるからです。

加えて、有罪か無罪かの決定の仕方もまだはっきりとはしていませんが、今回は、有罪の判決を言い渡すためには、3分の2の賛成を必要とし、必ず他のグループのうちの一人は賛成していることが必要ということにさせていただきます。その賛成が得られない場合には無罪ということにさせていただきます。ただ、今回は、評議に十分な時間をお取りいただけない可能性もあり、この要件を形式的に当てはめるのが好ましくないということも考えられます。ですから、議論をしていただくことを優先し、ある時点で多数決をとっていただいて、裁判官と裁判員の有罪・無罪がそれぞれ何人ずつかを集計していただくということにさせていただきますかもしれません。

裁判員裁判では、各裁判体が判決理由も示すことになっています。その具体的な内容については、決まっていますが、今回は、簡易な各争点について構成員に記入いただくアンケート方式の判決を便宜的に用意させていただきましたので、評議・評決終了後に各自ご記入下さい。

なお、評議において有罪と決定された場合、実際は刑罰の種類・程度も決めていただかなければなりませんが、本日の模擬裁判では、時間の都合上無理であれば、省略していただいて結構でございます。

模擬裁判終了後、今回の成果をまとめる上で、利用させていただきたいと思いますのでアンケート調査にご協力いただければ幸いです。

## 会場のご使用に関して

模擬裁判が行われる会場は飲食禁止となっております。

喫煙は指定の場所をお願いいたします。

## 模擬裁判の流れ

### 1. 冒頭説示（正式名称ではありません）

裁判官が裁判員等に対して、刑事裁判の原則等について説明します。

### 2. 冒頭手続

人定質問 被告人が起訴状に記載してある本人であるかを確認します。

起訴状朗読 検察官が起訴状を朗読します。起訴状にはその事件の概要および何の罪名にあたるのかが簡潔にまとめられています。

黙秘権等の告知 黙秘権等の権利が保障されていることを被告人に伝えます。

被告人・弁護人の被告事件についての陳述

被告人・弁護人が起訴状の内容について意見を述べます。

### 3. 証拠調べ手続

証人尋問

被告人質問

### 4. 最終弁論

論告・求刑 検察官が証拠によって証明できたと考える事実および法律の適用について意見を述べます。

被告人・弁護人の弁論

最後に意見を述べる機会が被告人・弁護人に与えられています。

### 5. 最終説示（正式名称ではありません）

裁判官が裁判員に対し、刑事裁判の原則等について説明します。

### 6. 評議 裁判官・裁判員が共に議論し、被告人の有罪・無罪の決定をします。有罪の場合はさらに刑の量定を行います。

### 7. 判決